

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

9 徴収事務従事 手当	庁外において次に掲げる事務に1 日2時間以上従事した者 ア 土地区画整理清算金の滞納 徴収 イ 市営住宅使用料の滞納徴収 ウ 公共下水道及び農業集落排 水施設使用料の滞納徴収 エ 簡易水道の水道使用料の滞 納徴収	日額 300円
----------------	--	---------

」

を

「

9 徴収事務従事 手当	庁外において次に掲げる事務に1 日2時間以上従事した者 ア 土地区画整理清算金の滞納 徴収 イ 市営住宅使用料の滞納徴収	日額 300円
----------------	--	---------

」

に、

「

12 現場手当	(1) 公共用地の取得、補償交渉 等に庁外において1日2時間以 上従事した者	日額 300円
	(2) 非常災害時における応急作 業等の業務に1日2時間以上従 事した者	日額 300円
	(3) 地上10メートル以上の高所 及び地下5メートル以上の深所 において調査、測量、検査等の 業務に従事した者及び公害調査 業務に従事した者	日額 300円
	(4) 熊毛・鹿野簡易水道維持管 理に従事する者	月額 5,000円

」

を

「

12 現場手当	(1) 公共用地の取得、補償交渉 等に庁外において1日2時間以 上従事した者	日額 300円
	(2) 非常災害時における応急作	日額 300円

	業等の業務に1日2時間以上従事した者	
	(3) 地上10メートル以上の高所及び地下5メートル以上の深所において調査、測量、検査等の業務に従事した者及び公害調査業務に従事した者	日額 300円

」

に改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現 行			改 正 案		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額	種別	事務の範囲又は支給を受ける者	支給額
1～8（略）			1～8（略）		
9 徴収事務従事手当	庁外において次に掲げる事務に1日2時間以上従事した者 ア 土地区画整理清算金の滞納徴収 イ 市営住宅使用料の滞納徴収 ウ 公共下水道及び農業集落排水施設使用料の滞納徴収 エ 簡易水道の水道使用料の滞納徴収	日額 300円	9 徴収事務従事手当	庁外において次に掲げる事務に1日2時間以上従事した者 ア 土地区画整理清算金の滞納徴収 イ 市営住宅使用料の滞納徴収	日額 300円
10・11（略）			10・11（略）		
12 現場手当	(1) 公共用地の取得、補償交渉等に庁外において1日2時間以上従事した者	日額 300円	12 現場手当	(1) 公共用地の取得、補償交渉等に庁外において1日2時間以上従事した者	日額 300円
	(2) 非常災害時における応急作業等の業務に1日2時間以上従事した者	日額 300円		(2) 非常災害時における応急作業等の業務に1日2時間以上従事した者	日額 300円
	(3) 地上10メートル以上の	日額 300円		(3) 地上10メートル以上の	日額 300円

現行		改正案	
	高所及び地下5メートル以上の深所において調査、測量、検査等の業務に従事した者及び公害調査業務に従事した者		高所及び地下5メートル以上の深所において調査、測量、検査等の業務に従事した者及び公害調査業務に従事した者
	(4) 熊毛・鹿野簡易水道維持管理に従事する者	月額 5,000円	
13～15	(略)	13～15	(略)